

乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
令和元年度 第4回地域生活支援拠点部会 会議録

日時 令和2年1月28日(火) 10:00~12:00

場所 乙訓保健所 講堂

出席者 13名

基幹相談支援センター・キャンパス・乙訓ひまわり園・向日市社協障がい者地域生活支援センター・NPO法人こらぼねっと京都・乙訓障害者支援事業所連絡協議会・乙訓若竹苑・乙訓福祉会・京都府立向日が丘支援学校・乙訓やよい会・乙訓の障害者福祉を進める連絡会・長岡京市障がい福祉課・大山崎町福祉課

欠席者 3名

晨光苑・乙訓保健所福祉室・向日市障がい者支援課

事務局 2名

傍聴者 4名

配布資料

- ・次第
- ・乙訓地域の地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案(たたき台)
- ・朝日新聞記事 共生とは～やまゆり園事件から③・京都新聞記事 済生会病院移転
- ・乙訓地域(2市1町)第2回支援者交流セミナー  
地域ぐるみの「ひきこもり支援」を考える～岡山県総社市の取組に学ぶ～

議事の流れ

1 「勉強会」で説明のあった計画のその後の状況について

(部会長)

・定刻になりましたので始めたいと思います。

この部会は地域生活支援拠点を作っていくということで、拠点があるというのは国の方針でやりなさいということにはなっているけれど、各地域それぞれの事情の中で、それぞれのやり方があるということで、地域生活支援部会の中で学習を進めてきました。今年度は拠点部会として拠点というものをきちんとイメージしながら話を進めていく方向で部会をもっています。

拠点を作るにあたって、この地域はどこかの一法人が全てを引き受けてやるのではなく、面的整備ということで、それぞれの法人がそれぞれの事業をアウトリーチしながら、広げたりしながら、地域で拠点を作っていこうと話をしてきたと思います。

24時間の対応がテーマになるので、24時間の対応をするためには、この地域はその部分が少し弱いということで、グループホームはできつつありますがグループホームの24時間対応というのは夜の時間帯や逆に日中の時間帯は誰もいなかったり、夜は宿直の方達ということで自分のところのホーム以外のことに対応することについては少し難しい勤務条件です。その辺りで生活型施設の経験をきちんと生かし

ていきたいと考えてきました。

同じタイミングでポニーの跡地を使って、福祉の障がい者支援の事業をしようということで京都杉の木会が事業をということで取り組み始められました。京都杉の木会はやまぐにの郷で入所の24時間対応の施設をやっているのので、そこから学ぶということ色々してきました。

今年度、ポニーの跡地にどんな施設が立つのかという話をすごく心待ちにしてきたのですが、色々うまく進まない事情がある中で報告会や勉強会もさせてもらってきました。今日はその土地の所有者である乙訓福祉施設事務組合とそこを買い取って事業をしようとしてくださっている京都杉の木会の両方に進捗状況をお伝えいただきたいということでおいで頂くようお願いをしました。

京都杉の木会からはやまぐにの郷施設長の廣幡さんが来てくださっています。

それでは、やまぐにの郷の廣幡施設長から今の状況についてお話をいただきたいと思います。

(京北やまぐにの郷)

・8月に勉強会に参加をさせていただきまして、その時に計画等の話をさせていただいたと思います。

隣接の反対住民の方からの反対もあり、今のところ主だったことで進捗していることはございません。

ただ当法人としましてどのようにこの乙訓地域で、この地域生活支援拠点の役割を果たせるかということで、最善の策を検討して、この地域に貢献という形でできるような方策を多方面から協力を得ながら、進めることとしていまして、撤退するということは法人としては考えておりません。

そこで事業をしつつ、また新たな展開というところで検討ができればという状況に今至っているということです。

本当に期待をしていただいている中で、なかなか進まない状況が、本当に情報としてもお知らせできないところが本当に心苦しいところではございます。何とかこの地で事業を進めさせていただきたいという気持ちは理事長を始め法人として取り組みたいという風に思っておりますので、ぜひともまた協力と支援をいただければと思います。

(部会長)

・前の学習会の時にも言っていたのですが地域として、自立支援協議会として、それから家族の様々な会の方達も自分達が協力できることが何かないのかなということで、期待はもちろんですがそれに向けて何かすることはありますかということをお前の学習会の時にも色々な声をもらっています。

情報共有をしながら、できることを考えていきたいと思いますということで部会としても返事しているのですが、現時点での確認をさせてください。元々、その土地は入札ですよね。

(京北やまぐにの郷)

・はい、そうです。

(部会長)

・入札については京都杉の木会で決定ですか。

(京北やまぐにの郷)

・はい。

(部会長)

・あの土地を京都杉の木会で使っていただくところまでは決定ですね。

(京北やまぐにの郷)

・そうです。

(部会長)

・乙訓福祉施設事務組合から京都杉の木会があ土地を購入して、そこで事業をされるということですよ。

(京北やまぐにの郷)

・はい。

(部会長)

・もう入札が終わっているのに、乙訓福祉施設事務組合からもやまぐにの郷に売るということは決定ですか？

(京北やまぐにの郷)

・はい。

(部会長)

・売するための何か条件をクリアしないといけないということはあるのですか。

(京北やまぐにの郷)

・条件というのは特にありません。当法人として、元々あれほどの反対が出てくることを想定していませんでした。その中で、この部分はできるだけ緩和できる、クリアできる状況で契約をしないと、乙訓福祉施設事務組合に相談をして、今に至っているところです。

(部会長)

・売買契約はまだ結んでいないという状況ですね。売買契約をするための条件としては乙訓福祉施設事務組合から、何か条件は出ているのですか。

(京北やまぐにの郷)

・基本的には公募の案件です。その公募の要項に沿ったものが基本条件ではあります。ただ、計画変更するのであればまた相談という形になってはいますが、計画のまま進めていくというのが基本方針でやっている状況です。

(部会長)

・住民の反対があったので、計画変更しなければならぬ事態になるかもしれないから、売る側としてはゴーが出ないということですか。

(京北やまぐにの郷)

・ゴーが出ないというよりも待っていただいている状況ではあります。

(部会長)

・京都杉の木会としてはそこで事業をしていくために、圏域外で事業をしてこられた法人なので、そこでの反対運動について住民とうまく、これから先長いおつき合いになるので、うまくやっていくための方策の目処を立てながら事業を進めていきたいということで、色々やらないといけないことがあるということですね。

(京北やまぐにの郷)

・長岡京市も住民に対してのところで説明や懇談等していただく中で、理解をとるところで取り組んでいただいておりますが、かなり強固な反対がございました。

(部会長)

・京都杉の木会は色々な方策を取りながら検討してくださっているということで、京都杉の木会として

は住民の反対運動にあったから、この件をなしにしますということではなくて、方策を取りながら、あの場所を含む乙訓で事業を展開したいと思ってくださっていることは直接確認できるのですが、受け入れる側の地域として何をしたら良いのかが部会としても明確になりきらないところがあります。

皆さんのご意見は如何でしょうか。

(委員)

・長岡京市としての対応状況について、事前に確認をしてきているので読み上げます。

西側の住宅の住民に関して、乙訓福祉施設事務組合や京都杉の木会にも要望書が出されていると思うのですが、長岡京市長宛てに計5回出されています。

6月と7月に2回、8月、9月、それはいずれも回答済みです。6月に市長宛てに反対署名、そこが6月に受理しているのが351筆、その内、市内居住の方が168筆、市長への要望書という形ではなく、お手紙という形で7月と8月に2回受理して、いずれもこれも回答済みです。

市長宛ての要望書に基づいて、市との懇談会の場を7月、9月、11月の計3回実施しています。長岡京市として施設予定地の自治体として住民対応を行ってきた中で、反対の理由の整理、懸案事項の聞き取り、障害関連法の趣旨の啓発、町づくり協議、引っかけたところの説明等をさせていただいています。要望書については計画についての理解や協力は一切しないという書き方をされているそうです。

ポニーの跡地に福祉施設を建設することは断固反対であると、一般住宅にしてくれということをや望としてあげられています。反対の理由は一番最初に交通事故のリスク、二番目に障がい者の行動に対する不安、三番目に24時間365日の運営の不安、4番目に住宅購入時に聞いていないということやあげられているそうです。

これを受けて、議会に対しても6月議会の一般質問で住宅開発時の町づくり協議に関して問題があったのか、なかったのかというところがあり、住民が住宅を購入される時に施設の件を開発事業者から聞いていないということが市の責任なのかと、市の責任ではないか、謝りなさいというような答弁があったそうです。市長からは住宅開発時の町づくり協議に関して事務手続き上の問題はなかったという回答をしているということです。今後に関しては乙訓福祉施設事務組合が売買の主体になってきます。

そこを主体として法人や2市1町と協議して、どのように進めていくのかを検討していきますということです。

(部会長)

・どんなことであっても売る側と買う側が合意に達しないと売買は成立しません。売る側も買う側もうまく売買契約が成立するように努力するのは、このことに限らず、そこが折り合わなかったら成立しないので、そのための努力や工夫、もしくは協力を要請するというのが売買当事者の責任になってくると思います。その中で、その後の活用についてこの部会としては地域生活支援拠点を整備していく、そして面的整備をしていく時に、入所の24時間対応の経験がある京都杉の木会が来てくれることは非常に私達の力になると思います。望みであり、協力をしたいことも大きく表明しているので、今回の部会のまとめの中にもきちんと明記していきたいと思っています。今の長岡京市からの説明、今までの経過もきちんと報告をいただいていると思います。何か聞きたいこと、ご意見はありますか。

(委員)

・8月に住民の代表の方が見学等お話を聞きに行かれたというのを聞いています。その後でも気持ちが変わる、障がい者への理解等が進むとかそういう状況にはなっていないということですね。親としては

そこがすごく悲しく、理解が得られないということがすごく辛いなと思います。

長岡京市でも障がい者理解が進んでいないのかなとも思うのですが、その後の変化というものもないわけですね。

(京北やまぐにの郷)

・8月に来られた時はとりあえず話し合いを持ちたいということで、施設の中の見学等はされませんでした。話し合い、懇談という形で体育館の中で懇談会をさせていただきました。その時にこちらからの説明等はさせていただきましたが、その時の感触としては一定の理解はしていただいたような感じでした。

ただ、お帰りになられて11月4日だったと思います。2市1町と住民懇談会という形で長岡京市でさせていただいたのですが、そこにも参加させていただいたのですが、結局8月に懇談会をさせていただいた後を受けてでしたが、やはり全く変わらず、どちらかと言うと強固な方に、私ども法人に対してというよりは住宅の売買のところで説明をしたかどうかのところで、説明を受けていないということで宅建業者に対しての部分と、宅建業者に許可をおろす行政側に対する意見というのがかなりありました。矛先がそちらに移動していたという感じはありました。

ただ、法人というよりは障がい者の施設ができるところにおいてはかなりの不安が、8月24日だったと思いますが、そこでさせていただいた説明は理解をいただけていなかったのかなと思います。

福祉施設が建つだろうというのは思っておられるのですが、最悪の場合は今住んでいる住宅も売却をしたいというようなことを意見として言われました。できれば売りたいとおっしゃられた方もいたりということで、理解はいただけていなかったと、その場では感じました。

(部会長)

・前に見学に行かせてもらったのですが、その時は全部、生活空間も作業空間も、実際に作業をされている時に全部見せてもらい、落ち着いてお仕事されている様子を見学させていただきました。

住民さん達には見学をしてもらえなかったのですか。

(京北やまぐにの郷)

・もし良ければ見学をということだったのですが、もう結構ですということでした。

(部会長)

・建物は生活をされている建物と作業をされている建物の上が交流ルームというか体育館になっています。作業しているところを通らずに体育館に入れるので、時間帯によってはやまぐににおられる利用者と全く接点がない状態です。

そのような状態で、障がいのある人達の生活の実態を知っていただくことは、やまぐにが見せなかったわけではなく、知っていただくという気持ちにはなっていないのかなあという風に思います。想像ではなく見てもらえれば、そこが理解の、触れること、見ること、関わるのが理解のポイントだと思うので見てもらえたらと思うのですが。何か、質問はありますか。

どうなってるかを知っておくことはすごく大事です。ポニーの跡地で何が建つかという住民とのやり取りというよりは障がいのある人達がこの地域で、これだけ地域で暮らすということを何十年と続けてきたこの地域で、地域住民の反対がどこにあるのかを私達は知っておかないと、地域生活支援拠点とか地域生活という中で当事者はもちろん家族も関わる我々と、そういうことと接点の少ない住民が思っていることが全く解離していたのでは地域生活というのは成立していかないので、すごく大事なポイントだ

と思います。

やまぐにのそこを含むこの地域でおっしゃっていただいていることはすごく歓迎で、ありがたいと思っています。受け入れる側がそれでは何か申し訳なさすぎると思っていて、何が起きているかということ部会の私達はしっかり知っておかないと、これから地域生活支援拠点を作っていく上で、やまぐにだけのことではないと思います。

(委員)

・乙訓の里が移転した時は7箇所目でした。7箇所目でやっと川向井で合意がとれました。2～3回地域の説明会をしましたが、最初は同じような雰囲気でした。交通事情のことは一番初めに言われました。小学校が近いので、送迎車が何台通るのか等、うちも不特定多数出入りします。見学に来てくださいと言ったけれど、うちも見学に来られませんでした。最後に建ってから様子を見せてくださいと周囲の方が言ってくれて、やっと建てることができたという経緯があります。非常になかなか難しいというのは実感しています。どこかで見ていただくとか理解いただく糸口がないかなというのは考えるところが多いなと思っています。

(部会長)

・これからの移転もあると思います。そういうことを考えた時に、その都度この議論を住民とするのかといったら、非常に情けない思いはします。私達は何をやってきたんだろうと思います。部会としても事務組合からは入ってもらっています。どんな感じですか。

(GM)

・8月1日の「勉強会」以降、皆さんにお知らせするようなことはないと聞いています。

(部会長)

・何か、他に質問はないですか。まず知ることから始めて、動かないといけないと思います。地域生活支援拠点というものを整備していこうとしていく時に、地域生活というのは我々だけが生きていくわけではなくて、一般住民もおられての地域生活なので、起きていることはきちんと把握した上でやっていく、良いきっかけになっていると思います。何かわからないこと等があれば、やまぐにの施設長も長岡京市もわかる範囲では教えていただけると思うので、何かあったら言ってもらったら良いかなと思います。

(副部会長)

・住民の反対している理由は交通事故のリスク等色々ありますが、それを丁寧に説明していけば何とか歩み寄っていけるのかなと思ったのですが、京都杉の木会との話し合いの中で見学もしないというところで、強い反対があるのかなと、なかなか難しいなと思いました。先程の移転の話で、反対もあって、見学も来なくて、最終的には様子を見ようということで決着したと思うのですが、様子を見ようというところに行き着くまで話し合いをしたとか、住人に対して丁寧な説明をしたとか、何か仕組み等があったら教えていただきたいです。

(委員)

・自治会の組織率が半分ぐらいなので、面しているところでも自治会に入っていない方もいらっしゃいました。まず、面しているところの住民に説明しました。1回目も何でここなんだという雰囲気はありました。車の交通量はどれぐらいかを計算して、これぐらい通りますと示しました。もし必要あれば迂回もしますという話をさせてもらって、様子を見ましようかという感じです。

まず、向こう側からの疑問に関してはお答えするという感じで3回ぐらい説明会をしました。関係の業者がいたので、そこを仲介に、こういう風にしてやっていきたいと思いますという感じで、自治会も入っていただいて、丁寧に説明させていただきました。

最終、様子を見ましようかというのは一番面している方が言ってくださって、そこで軟着陸して建築の了解をいただきました。

(副部会長)

・自治会にも話に行ったのですか。

(委員)

・自治会長を交えて、自治会にまず話をして、自治会に入っていない方々に関しても、その都度の説明はさせていただきます。

(京北やまぐにの郷)

・現状、今里の自治会長にも同席はいただいている状況です。自治会単独という形で話はしていません。ただ、住民との懇談会の時には前の自治会長と現の自治会長に来ていただいて、同席していただいている状況です。

ただ、自治会としても住民がこれだけ反対をしている中で、建設なりこういう計画に賛同というのはなかなかできないというスタンスです。住民とうまくやってほしいけれど、反対されている中でのこの計画というのはどうなんだという意見は、会長からいただいています。

(副部会長)

・今里の自治会は大きな自治会なので、その一部の反対を自治会としてはその声というのは大事にしていけないといけないと思います。どこから折り合いをつけるような話し合いをしていくべきなのかなと思います。

(部会長)

・ひまわり園も大変でしたね。

(委員)

・そうですね。入職した時から施設が建っていたので、施設を立ち上げる動きのことは話を聞いていて、入職した当初にその地域の窓口ということで動いていました。自治会長にも色々話を、当時建てた計画とかというものを色々聞いていましたし、苦情窓口みたいなものをやっていたのですが、18年経っても交通事故の話だったり、そういう話って変わらないのかなともものすごく思いました。

我々が支援を、目の前にいるメンバーが支援を必死にやっても、結局それだけでは地域で生活できることの限界なのかなと思った時に、何ができるのかなというのは話を聞いていて、考えていけないなと思いました。

当時も利用者のことで地域の方が施設に苦情に来たりということはありませんでした。その対応で頭下げて回ってたというのもありました。そういうことはやりながら積み上げていけないうがないうのは経験上あるかなとは思っているのですが、ただ、理解されない中で勢いでやってしまうと確かに大変だろうなとも思うし、障がいのある人達に向き合った人間としては本当に何も変わっていない社会だなというのはすごく強く思いました。

(部会長)

・あらぐさはそうでもなかったですね。周りに住宅がなく、後で住宅が周りに建ってきたので。

(委員)

・元々、竹林なので。特に何も聞いていません。

(部会長)

・それぞれの施設が移転したり、建つ時に全くそういうことが想定されなかった土地に建ち、特に住宅地の中に建っていく場合、ひまわり園は割と周りが農地でしたが、農地を持っている方達のところに建てていく時と、あらぐさみたいに竹林の中にというところで、周りの竹林の持ち主からはどうだったんだろうと思いますが、そういう困難な状況はあまり耳には入ってきませんでした。

京都杉の木会の話でいうと、元々はポニーのあった土地です。何も建っていないで、何も事業はしていなかったとはいうものの、元々ポニーのあった土地なので全くそういうことがない住宅地の中に建てるわけではないと思うのですが。住民の理解を得られるように話をしながら、事業の計画を見直しつつ、正しい売買契約が不成立にならないように工夫と努力をしてくださっているという報告で部会としては受け取りたいと思います。協力できることがあれば、地域生活支援拠点がより良いものになるための協力していきたいなと思います。

配布資料に“グループホームのそば「反対」の旗”というやまゆり園の記事を配っています。

コツコツとやり続けて見ていただくことを私達はやり続けないとだめかなと思いました。

こういう記事もたくさんあちこちで起きていく中で、どうやったら着地点を見つけられるのかということを考えていきたいと思います。

私達ができることも、今後、京都杉の木会と協力しながら考えていけたらなと思います。

進捗状況はまた何かあったら教えてください。長岡京市もまた教えてください。乙福には教えて下さいと言っておいてください。顔の見える関係が大事だと思います。

## 2 「地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案」について

(部会長)

・地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案というたたき台を出しています。

事前に配信されていましたが、読んできていると思いますが、いくつか修正箇所があります。

(GM)

・追加で4ページ、下から4行目、「特別養護老人ホームのショートステイは障害者の受け入れが制度的に可能となっているが、圏域では指定を受けている施設がない。」

これは「医療的ケア」委員会の中で去年だったと思いますが特養のショートステイを障がい者も使えるということで府内を調査したところ、北部が実際に特養のショートステイを障がい者も使えるような指定を受けているというのがありました。技術的に色々困難はあるかもしれませんが制度的にあるということここを明記して、尚かつ5ページの真ん中辺に、「特別養護老人ホームでの障害者のショートステイの実施に向けて施設の理解を求めるとともに、利用が想定される障害者の体験利用を促進する。」

という文章をここに追加しています。もし、指定を受けていただいて、尚かつ体験利用ということで万が一の時の利用に備えるという意味で書かせてもらっています。

(部会長)

・質問です。これは特養だけが制度的に可能なのですか。

(GM)

・制度的には特養だけです。

(部会長)

・特養だけが入っているのですね。これが追加事項です。

この提案は協議会と地域生活支援拠点部会の連名でどこに向けて出すという風に確認したら良いですか。

(GM)

・2市1町の福祉計画の担当課です。

(部会長)

・これを確定した上で、この部会の今年度のまとめをして、これは今年度中に提案ですか？

(GM)

・全体会の時にこれが付くので、その時点で提案という形になります。

(部会長)

・担当課長宛てですか。

(GM)

・障害だけでなく、今の特養の話も出るので部長宛ての方が良いとは思いますが。

(部会長)

・各市町からも、部長が自立支援協議会の長としていらっしゃるの、部長宛てということで、これを作成をして、全体会の時に報告の中に盛り込んで、添付資料として出します。それで良いですか。

そこに出すということは部長も皆さん手にされるということになるので、正式な提案ということで、このことを踏まえて福祉計画を立てていただくということになります。

障害者福祉計画は自立支援協議会との意見交流もしくは共同でということになっています。

各部長宛てということで、健康福祉部長ですね。乙福には出さないのですか？

(GM)

・出すつもりはないですが、参考として渡すとは思いますが。

(部会長)

・各部長に出すのであれば横並びになるので、乙福も出さないといけません。

(GM)

・長岡京市は障害福祉部会、大山崎と向日市は計画の策定委員会の委員になっていますので、そういった場で、私が説明させてもらっています。

(部会長)

・では、内容についていきたいと思います。表題はこのままで良いですね。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会と地域生活支援拠点部会ということで出します。

あとは読み合わせという形にします。文章のつながりがおかしいところがあれば修正します。

※資料「乙訓地域の地域生活支援拠点を整備するにあたっての提案（たたき台）

1 地域生活支援拠点の整備検討に至る経過について」 読み上げ

・この5つはどこから持ってきたものですね。

(GM)

・国の示した文、そのままです。

(部会長)

・ここまででおかしいところはないですか。

(委員)

・「障害」の「害」の字は法令等だったら法令通りだと思うのですが、自立支援協議会としてどちらかに揃えていませんでしたか。

(部会長)

・4行目の「障害者の地域での居住支援」のところですね。

(委員)

・そういうところは長岡京市だと全部ひらがなに揃えています。

(GM)

・法令や固有名詞は漢字で、一般的な文章の中ではひらがなという形です。

(部会長)

・「障害者福祉計画」と「障害児福祉計画」は別のものですか。

(GM)

・別のものです。「者」が入るかどうか、確認しておきます。

(委員)

・第4期も「障害者福祉計画」でしたか？

(部会長)

・第4期、第5期のこの計画の名称に「者」が入るかどうか確認してください。

下から2行目に「保護者」という表現があります。「保護者」という表現よりも「家族」という表現にしてほしいと家族委員からよく出ます。

行政文書の中に「保護者」という書き方の文章が出てくるので、ここをどちらにしておくかは確認をしたいと思います。行政文書の抜き出しではないので、「家族」でも良いのかなという気はします。

(委員)

・差し支えなかったら、「家族」でお願いします。

(委員)

・「家族」で異論はないのですが、順番がこれなのかなと思います。

「当事者」が一番先ではなく、「現場」が一番というのが気になります。

(部会長)

・「当事者」が先ですね。

(委員)

・「当事者」・「家族」・「現場」の順ですね。

(部会長)

・「現場」という表現で良いですか？

(委員)

・「支援者」にしますか。

(部会長)

・「者」で並べるのであれば、「支援者」です。

まずひとつは、ここで「保護者」という表現でなくても良いと思います。

ずっと声があがっている、特に成人の場合は「家族」という表現です。今後、成年後見等も進めていく中で家族からの保護ということも場合によっては起きてくることが考えられるところと言うと、保護者と家族はイコールでないと思っています。

でも、家族の視点は大事にしたいというところを、成年後見者じゃなくという風に理解をしています。その辺、どうですか？異論がないようなので、「当事者」が一番にきて、「家族」がきて、「現場」を「者」で並べるとしたら「支援者」でどうですか？

※「2 協議における考え方について」 読み上げ

(委員)

・国が示しているのが3つあります。一番最初に読んだ時に、そこがすごくわかりづらかった。両方の特徴を併せ持った多機能拠点、面的整備型の3つを示していることを言ってあげた方が良いのかなと思います。

(部会長)

・「拠点等の整備は「多機能拠点整備型」、「面的整備型」、または両方の特徴を併せ持った」として、「どちらの」というのは「両方の」ということです。「どちらの特徴を」は「両方の特徴を」ですね。2段落目、7行目の「これは」というのは「面的整備型」を前提とした」ということを受けているのですね。

(委員)

・わかるような感じはしますが、「これら」が2回あります。

(部会長)

・最初の「これら」は1行目の「生活を支えている様々な社会資源」を指しています。

(委員)

・後の「これら」も一緒ですか？

(部会長)

・これも同じです。

(委員)

・「これらの社会資源を有効に結びつける」は同じことをもう一回言っているだけのような気がします。

(GM)

・最初の「これら」を消したら良いと思います。

(部会長)

・文章として通るか、通らないかというだけのことで、「社会資源を有効に結びつける方策を中心に協議すること」って、すごく重要です。

(GM)

・この文章の中には「これら」はいるはずですが。前段の「これらを結びつける仕組みが不十分」というのは積極的にはいらないと思います。

(部会長)

・「これ」が3つ、2段落目の4行の中に出てくるので、最初の「これは」はもう一回「面的整備は」というのを繰り返しませんか？

「面的整備型を前提とした理由は」もしくは「面的整備型とは」はどうですか？

(委員)

・1個目の「これら」を置き換えるとしたら、「面的整備型を前提とした理由は」で良いと思います。2つ目を飛ばしても良い気がします。

(部会長)

・もしくはここで段落を変えないか。段落を変えずに、そのまま「これは、圏域には」と続けてしまって、そこから段落を変えるという方法がありますが、どうですか？

(委員)

・趣旨として異論はないですね。

(部会長)

・ないです。

(委員)

・「これらを結びつける仕組みが不十分であり」というのを取って、上の「社会資源が存在しているものの、効果的な地域生活支援体制となっていないため、これらの社会資源」というので、どうですか？

(部会長)

・すっきりするので、そうしましょう。「これは」はそのまま残します。

「これは、圏域には障害者等の生活を支えている様々な社会資源が存在しているものの、効果的な地域生活支援体制となっていないため、これらの社会資源を有効に結びつける方策を中心に協議することとしたものです。」

若干、弱くはなるかもしれませんが、文章としてはそっちの方がすっきりすると思います。

(委員)

・3段落目、「現実的なものとして実現できるのか」というのが気になります。

(GM)

・強調しているのです。

(部会長)

・ここは強調したいところではあります。実現するということを強調したいところではあるので、たたき台は重ねて言ってくれているのだと思います。

(委員)

・「現在ある社会資源の現状」って二重っぽくないですか？「現在ある社会資源を十分理解」でも良いのかなと思います。

(GM)

・「現在ある」と「現状」というのは違います。

(部会長)

・違うと思います。ここを強調したい気持ちはあるのですが、どうですか。

(委員)

・「このため、現在ある」というのを「圏域の」にしたら「現状」等「現」が2つ重ならないので良いと思います。

(部会長)

・「圏域の社会資源の現状を十分に理解し、どんな条件があれば」で良いですか。

(委員)

・家族は「親なき後」というのは入れたいですか。

(GM)

・これは鍵括弧の「親なき後」です。固有名詞に近いです。

(部会長)

・これは障がいのある本人だけでなく、家族の高齢化というのはかなり話題になるところです。

(委員)

・「親なき後」というのは全員が言われます。それだけが心配です。

特に精神はグループホームがほとんどない状態です。

(部会長)

・「既存の福祉事業所での機能分担が重要であることを前提としていますが」というのは「前提」としてはいるのは何で「前提」としているのですか。ここに鍵括弧付きの「親なき後」があるので、「親なき後」という言葉の中には親御さんの高齢化や家族の高齢化も全部含まれるとすると、「障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を想定し」というこの文、ここについてはこれでいきますか？

(委員)

・障がいの者が重度化するわけではないです。

(部会長)

・障がいが高齢化しますか？進行はしますか。

(委員)

・機能低下等があると重度化です。

(部会長)

・個人の変化を捉えている？もしくは重度の障がいの人が増えているところを捉えている？

(委員)

・前段が当事者の話で、「親なき後」のところに家族等全部入っているという立て付けです。

(GM)

・この部分は一番のポイントです。大きな法人がないので機能分担しないことには、この文章は書けなかったということを書いています。

(部会長)

・わかりやすい、伝わりやすいものにしたいので、丁寧に「障がいの重度化」や「障がい者や家族の高齢化」と書いてしまった方が良いでしょう。

(GM)

・ここが結論です。

(部会長)

・大事なところだからこそ、きちんと伝わるようにしたいです。例えば「障がいの重度化や障がい者や

家族の高齢化」と書いた時は、そこに「親なき後」も含まれるので、「親なき後」を省くのはどうですか？  
入れておきたいですか。

(GM)

・拠点事業に関して、国の文書の中にもこの「親なき後」は入っているので必要です。

(部会長)

・これは残しておきます。

「障がいの重度化や（・）障がい者や家族の高齢化や「親なき後」を想定し」ではどうですか。  
少し長いけれど、わかりやすい方が良いと思います。

「既存の福祉事業所での機能分担が重要であることを前提としていますが」の「重要であること」と「前提としている」を重ねたいですか？

(GM)

・「重要」というのはわざと入れています。なくても、文章としては良いです。

(部会長)

・ここにあって、「行政や事業者等に」は入れないとだめですか？

「ついても、実現に向けて取り組むことを前提として協議を行いました。」では、だめですか？

「現在の社会資源ではどうしても不足するものや拠点機能の充実・強化に向けて必要なものについては、  
実現に向けて取り組むことを前提として協議を行いました。」では、どうですか？

前の段落の文章と同じ立て付けです。「行政や事業者に取り組んでいただく」という姿勢が必要ですか？

(GM)

・誰がするのですか？具体的にあげた方が良くないですか？

(部会長)

・どうですか？「行政や事業者等に取り組んでいただくこと」というのが大事です。

(GM)

・はい。何も書かなかつたら一体誰がするのか。皆でするのか。はっきり書いた方が良くないですか？

(部会長)

・どうですか？そのままいきますか？そのままにします。

※「3 乙訓圏域の拠点機能の現状・課題・整備内容について」 読み上げ

(部会長)

・「①国が示す機能」というのは国の文章を持ってきているのですね。

(GM)

・そのままです。

(委員)

・「①国が示す機能」は国の文章です。「②圏域の現状」・「③課題」に関しては、この場で話し合ってきたところで、それで良いかという話です。「④整備内容（1）開設時・（2）将来」のところは、いきなり飛んだような文章があったりします。

(GM)

・おっしゃるとおりです。②・③は今まで話してきた議事録の中から要素を抜いて文章にしたものです。④はいくつか出ていたのですが、創作した文もあります。

ただ、内容から推測するとこういうことということで書いているので、全くの創作ではないです。

(委員)

・8ページの一番最後のところで、「この提案」というのが「開設時」と「将来」、「開設時」というのは令和2年度の市町の計画、「将来」というのが向日が丘支援学校に隣接する共生型のところに取り組んでくれたら良いなという話です。そこが令和2年度に盛り込んで令和5年までに実現可能かどうかというところで、実現可能だと思って提案しているという話ですね。

(GM)

・福祉計画に書くということは実現可能だから書けることなので、できないと思ったら外します。

(委員)

・そこら辺が作る身としてはちょっとしんどいところがあります。

(委員)

・これだけ多いと。

(GM)

・だから、最後の最後に「できる限り」という言葉を入れています。

(委員)

・「③課題」まではそんなに異論はないです。「④整備内容」をどう書くかが肝で、ここまで言うかというところと、あとはその他のものと合っているのかどうかです。

例えば、「(1)相談」の整備の将来のところ「共生型福祉施設構想にある入所施設、24時間複数以上の職員が配置されるため」というところ等です。

(GM)

・「24時間対応可能な施設」というのは例示されています。

(委員)

・まだ、こういう方向性で、この中から向日が丘の土地によって変わってくる部分があるという中での話です。それこそ実施するという主体の事業所が手をあげてくれないことにはわからないので、ここまで書いて良いのかなと思います。

(GM)

・それはそうですが、だったら何も書けないということになります。「将来」というのを省くことはできません。提案の段階だから分けているのであって、福祉計画に乗っけてくださいということだけであれば、前段だけでも良いです。

ただ、「共生型」がメインで出ているので、それに全く触れなくて良いのかというところもありました。それと、部会の中でも向日が丘の関係を頭においた発言も結構ありました。

(委員)

・「将来」のところの記載がそこまで話し合いきっていないような印象があります。かなり具体的だったので、こんな内容が出ていると思いました。

「開設時」のところの、既存の事業所でどうやり繰りしていけるだろうかというような話は結構ここでしていたので、その辺に関してはそうだったなと思います。

「将来」のところをどこまで、この場面で引用するのが良いのかなというのは思いました。

(委員)

・「将来」を飛ばして、「開設時」だけだと、「④整備内容」はかなりスカッとした感じになってしまいます。

(部会長)

・前段のここまでの文章の中で現状を踏まえて、実現可能なことを数値的なことも含めて、福祉計画の中に反映させてほしいという趣旨で書かれています。

ここから後が非常にボリュームになっています。今の意見を受けて、どうですか？

(委員)

・「現状」と「課題」は本当に話してきた中身です。それをどうしたら良いんだという「提案」をここからも具体的にあげていかなかったら、全然進まないと思います。

「将来」のことも書いてもらっているのは、私は意味があると思っています。

だから、こうした方が良いんじゃないかという提案をしなかったら、絶対に実現なんかありません。

課題はわかっているのだから、進みようがないと思います。ここの話で、課題を踏まえながら、乙訓圏域でこういう現状もあるし、なかなか難しいところはあるけれども、こんな風にしたら実現が可能じゃないかというような具体的などころも話をしてきている部分があるので、それについてはあげていって考えてもらう、ある意味たたき案の中に入れてもらわないと、全然具体化していかないと思います。

(副部会長)

・具体的に入れた方が良いと思います。書き方のところで意見があったと思うので、言い切って良いのかというのわかるので、例えばこの「開設時」でも最後、「対応する。」・「共有する。」・「強化する。」と書いてあるのですが、それを「必要がある。」という書き方だったらどうでしょうか。具体的に言うと、「必要性を部会で話し合った」みたいな、そういう書き方はいかがでしょうか。

もうひとつ、「将来」のところでも最後、「実施する。」という風に言い切っているところも、「配置される予定のため」と書いて、内容についてはこのまま具体的などころは残した方が良いと思います。

そして最後の「実施する。」を「したい。」とか、「必要がある。」とか。

(GM)

・ここは別に「決定する。」とか「する。」で良いと思います。こういうことをしてほしいということを役所に言うわけなので、役所の書き方はまた別の話になると思います。

検討してくださいという話ではなくて、ここでは「します。」、福祉計画の中では「します。」と書けるものもあれば、書けないものもあると思うので、それはそれで市町村の判断で、この提案を受けて、してもらったら良いと思います。という趣旨で書いています。

(部会長)

・もしくは体言止めにしてしまうかです。

(GM)

・それだと基本的には箇条書きになります。

(部会長)

・出てきた意見を言うと、①は触りようがありません。

②については文言はともかく、今まで話し合ってきたことです。

③は課題です。ここまでは話し合ってきました。間違っているところもありますが、現状です。

④のところの(1)開設時と(2)将来のところで、箇条書きの体言止めにしてしまうか。そういう手もあります。どちらにしても、これはここまで書こうという合意で、部会としてはいいですか。

ただ、具体的な数値的なところで、その数値が提案であったとしても、それを各市町の福祉計画の中にそのまま盛り込まれるかどうかはわからない話にはなりますが、ここに数値的なものをあげすぎると限定してしまうことにもなるので、そこは若干の検討があるのかなと思います。

すごく重要なことで、これがほとんどこの部会のまとめになります。

今日は時間がないので、もう一回この部分については次回の部会で知って、このことがメインになる報告書を全体会に向けて作りたいと思います。

文章についてはもう一回、皆さん読み込んで来ていただいて考えたいと思いますが、箇条書きにするのか、文章体にするのかも、今日は決めないでおくので、どっちがより伝わって明確に実現に向けられるのかというところで考えてきてもらっていいですか。

ということで、2月中にもう一回部会をしないといけないことになるのですが、よろしくお願いします。

次回定例会：2月27日(木) 9時30分から 乙訓保健所 講堂